

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第81期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	古林紙工株式会社
【英訳名】	FURUBAYASHI SHIKO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古林敬碩
【本店の所在の場所】	大阪市中央区大手通三丁目1番12号
【電話番号】	06(6941)8561（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役国内グループ統括経理部長 宮崎明雄
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区大手通三丁目1番12号
【電話番号】	06(6941)8561（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役国内グループ統括経理部長 宮崎明雄
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第80期 第3四半期 連結累計期間	第81期 第3四半期 連結累計期間	第80期 第3四半期 連結会計期間	第81期 第3四半期 連結会計期間	第80期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	12,747	11,949	4,309	3,925	16,596
経常利益(百万円)	430	242	169	24	497
四半期(当期)純利益(百万円)	239	147	102	54	221
純資産額(百万円)	-	-	5,131	4,985	5,146
総資産額(百万円)	-	-	16,096	15,481	15,062
1株当たり純資産額(円)	-	-	264.24	266.39	274.96
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	14.39	9.05	6.13	3.31	13.21
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	26.7	27.1	28.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	336	68	-	-	910
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	384	454	-	-	426
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	181	458	-	-	364
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	1,219	1,114	1,217
従業員数(人)	-	-	684	732	690

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	732	(382)
---------	-----	-------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	336	(74)
---------	-----	------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
日本	3,322	-
中国	737	-
合計	4,060	-

(注) 1 中国は台湾を含んでおります。

2 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同四半期比 (%)
日本	3,131	-	1,179	-
中国	568	-	214	-
合計	3,699	-	1,394	-

(注) 1 中国は台湾を含んでおります。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
日本	3,381	-
中国	544	-
合計	3,925	-

(注) 1 中国は台湾を含んでおります。

2 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

3 主な相手先別の販売実績および総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高 (百万円)	割合 (%)	販売高 (百万円)	割合 (%)
花王株式会社	1,083	25.1	858	21.8

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、中国をはじめとする新興国向け輸出と生産の増加等、企業業績は緩やかな回復傾向を見せているものの、景気刺激策による効果の剥落に加え、円高やデフレの状況が続いており、依然として雇用情勢や景気感の悪化といった懸念を含んだまま推移しております。

パッケージ業界におきましても、内需全般が依然脆弱なことから個人消費が低迷し、受注環境はますます厳しい状況にあります。

このような中、当社グループは“包装を通じて社会に奉仕します”という社是に則り、お客様の満足と信頼を高めるべく製品とサービスの品質向上に努め、将来を見据えた中長期的な経営課題に取り組むとともに積極的な営業活動を展開してまいりました。

その結果、売上高は3,925百万円（対前年同期比8.9%減）、営業利益は58百万円（対前年同期比71.7%減）、経常利益は24百万円（対前年同期比85.5%減）、四半期純利益は54百万円（対前年同期比47.3%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

日本

中国をはじめとする新興国向け輸出と生産の増加等、企業業績は緩やかな回復傾向を見せているものの、景気刺激策による効果の剥落に加え、円高やデフレの状況が続いており、依然として雇用情勢や景気感の悪化といった懸念を含んだまま推移しております。

このような中、当社グループは“包装を通じて社会に奉仕します”という社是に則り、お客様の満足と信頼を高めるべく製品とサービスの品質向上に努め、将来を見据えた中長期的な経営課題に取り組むとともに積極的な営業活動を展開してまいりました。その結果、売上高は3,381百万円となり、セグメント利益は57百万円となりました。

中国

中国経済は、引き続き経済成長が持続し、個人消費を中心とした内需は底堅く推移しており、セグメント間の売上高を含め売上高は689百万円となり、セグメント利益は51百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、1,114百万円となりました。これは、前第3四半期連結会計期間末と比べ、105百万円の減少であります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益82百万円、減価償却費165百万円、売上債権の増加306百万円による減少等により、81百万円の減少となりました。これは、前第3四半期連結会計期間と比べ、159百万円の減少であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資等により、339百万円の減少となりました。これは、前第3四半期連結会計期間と比べ、37百万円の減少であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の増加等により、530百万円の増加となりました。これは、前第3四半期連結会計期間と比べ、172百万円の増加であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。これらの大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくありません。

株主総会での議決権の行使等により会社を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、会社を支配する者として不適切であると考えます。

基本方針の実現に資する取組み

当社は、経営の透明性・健全性の確保の観点から、コーポレート・ガバナンスは、経営上の重要課題のひとつと認識しております。経営環境や市場の変化、顧客の動向にすばやく対応するため、迅速かつ適正な意思決定を図ると同時に、取締役会および監査役の機能向上に努めております。この考えに基づき、

イ 重要な業務執行の決定はすべて取締役会に付議され迅速に決定されており、その執行の監視は取締役間相互にて、牽制機能を持って行っております。

ロ 平成20年4月より本格始動いたしました内部監査室は、特にコンプライアンス上の観点から業務執行を監視いたします。また社外からのチェックという観点から社外監査役による厳正な監査の実施により、十分な経営の監視機能体制が確保されております。

ハ コンプライアンス体制の整備として、社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」「内部通報制度」、また取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制構築として諸規定の整備を進めております。

ニ 現在、監査役と内部監査室とは、常に緊密な情報交換、連絡、相談等十分な連携を実施し、また監査役と会計監査人との間におきましても、定例的に「決算方針確認」の会議開催、会計監査人の工場実地監査に監査役が立ち会う等、それぞれの独立性を確保しつつ、機動的な連携がはかられております。

ホ リスク管理体制の整備につきましても、「ISO（品質・環境）推進委員会」、「J-SOX推進委員会」を設置する等、リスク管理を実施する体制の構築を進めております。

以上当社では、多数の投資家のみなさまに長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取組んでおり、これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

不適切な支配の防止のための取組み

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入いたしました。その概要は、以下のとおりであります。

イ 大規模買付の定義

議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為。

ロ 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規定を定めるとともに、独立委員会を設置。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

ハ 大規模買付者による当社に対する意向表明書、必要情報の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、意向表明書、必要情報を書面により当社取締役会に提出していただきます。

ニ 当社取締役会による必要情報の評価期間の設定

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として設定します。

ホ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

へ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主のみなさまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、かつ株主総会の過半数の賛意を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

ト 本プランの有効期限

本プランは、平成20年6月27日開催の定時株主総会の決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成23年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

チ 本プランの廃止

本プランは、当社の株主総会または取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社では、以下の諸点を考慮することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

イ 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

ロ 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

本プランの継続は、株主のみなさまのご承認を条件としており、株主のみなさまのご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

ハ 株主意思を反映するものであること

本プランは有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主のみなさまのご意向が反映されます。

ニ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

ホ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、48百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	17,768,203	17,768,203	大阪証券取引所 市場第二部	単元株式数 1,000株
計	17,768,203	17,768,203	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	17,768	-	2,151	-	1,381

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 2,030,000	-	-
	（相互保有株式） 普通株式 11,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 15,645,000	15,645	-
単元未満株式	普通株式 82,203	-	-
発行済株式総数	17,768,203	-	-
総株主の議決権	-	15,645	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
（自己保有株式） 古林紙工株式会社	大阪市中央区大手 通3 - 1 - 12	2,030,000	-	2,030,000	11.42
（相互保有株式） 金剛運送株式会社	横浜市戸塚区上矢 部町2040 - 3	11,000	-	11,000	0.06
計	-	2,041,000	-	2,041,000	11.49

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	145	145	135	135	130	131	130	129	130
最低（円）	136	120	134	125	125	125	123	120	121

（注） 最高・最低株価は大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ネクサス監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,330	1,472
受取手形及び売掛金	4 4,525	3,879
商品及び製品	695	743
仕掛品	312	319
原材料及び貯蔵品	271	327
その他	558	353
貸倒引当金	11	11
流動資産合計	7,680	7,082
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	1 2,140	1 2,039
土地	1,689	1,689
その他(純額)	1 1,572	1 1,754
有形固定資産合計	5,400	5,482
無形固定資産		
投資その他の資産	70	80
投資有価証券	1,475	1,583
その他	2 848	2 836
投資その他の資産合計	2,323	2,419
固定資産合計	7,793	7,980
繰延資産		
社債発行費	8	-
繰延資産合計	8	-
資産合計	15,481	15,062

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4 3,732	3,649
短期借入金	2,165	1,978
1年内返済予定の長期借入金	834	824
1年内償還予定の社債	-	300
未払法人税等	34	93
賞与引当金	50	122
その他	865	827
流動負債合計	7,679	7,793
固定負債		
社債	700	300
長期借入金	1,529	1,247
退職給付引当金	432	427
役員退職慰労引当金	143	149
資産除去債務	3	-
その他	10	-
固定負債合計	2,817	2,123
負債合計	10,496	9,916
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,151	2,151
資本剰余金	1,383	1,383
利益剰余金	1,061	993
自己株式	238	238
株主資本合計	4,358	4,289
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	57	31
為替換算調整勘定	108	8
評価・換算差額等合計	165	38
少数株主持分	793	819
純資産合計	4,985	5,146
負債純資産合計	15,481	15,062

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	12,747	11,949
売上原価	10,604	10,004
売上総利益	2,143	1,945
販売費及び一般管理費	1,605	1,597
営業利益	538	348
営業外収益		
受取利息	10	8
受取配当金	15	19
その他	22	20
営業外収益合計	48	47
営業外費用		
支払利息	62	56
為替差損	9	2
その他	85	95
営業外費用合計	156	153
経常利益	430	242
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1
特別損失合計	-	1
税金等調整前四半期純利益	430	241
法人税、住民税及び事業税	120	107
法人税等調整額	28	47
法人税等合計	149	60
少数株主損益調整前四半期純利益	-	180
少数株主利益	43	33
四半期純利益	239	147

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	4,309	3,925
売上原価	3,576	3,316
売上総利益	733	609
販売費及び一般管理費	529	551
営業利益	205	58
営業外収益		
受取利息	2	1
受取配当金	0	0
為替差益	-	5
その他	8	8
営業外収益合計	10	14
営業外費用		
支払利息	20	19
為替差損	2	-
その他	29	29
営業外費用合計	47	48
経常利益	169	24
特別利益		
投資有価証券評価損戻入益	-	57
特別利益合計	-	57
税金等調整前四半期純利益	169	82
法人税、住民税及び事業税	15	31
法人税等調整額	37	10
法人税等合計	53	21
少数株主損益調整前四半期純利益	-	60
少数株主利益	14	7
四半期純利益	102	54

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	430	241
減価償却費	486	469
受取利息及び受取配当金	25	26
支払利息	62	56
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1
売上債権の増減額(は増加)	846	695
たな卸資産の増減額(は増加)	299	86
仕入債務の増減額(は減少)	182	168
その他	126	200
小計	463	99
利息及び配当金の受取額	45	47
利息の支払額	64	56
法人税等の支払額	108	158
営業活動によるキャッシュ・フロー	336	68
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	85	159
定期預金の払戻による収入	150	181
有形固定資産の取得による支出	428	445
有形固定資産の売却による収入	1	1
投資有価証券の取得による支出	1	1
投資有価証券の売却による収入	0	0
その他	21	30
投資活動によるキャッシュ・フロー	384	454
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	779	187
長期借入れによる収入	500	1,000
長期借入金の返済による支出	983	707
社債の発行による収入	-	400
社債の償還による支出	-	300
自己株式の純増減額(は増加)	0	0
配当金の支払額	78	75
少数株主への配当金の支払額	38	46
その他	-	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	181	458
現金及び現金同等物に係る換算差額	7	39
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	139	103
現金及び現金同等物の期首残高	1,080	1,217
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,219	1,114

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これに伴う当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は3百万円であります。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
	過年度(平成21年3月期まで)において、社債発行費は支出時に全額費用処理しておりましたが、資金調達の効果及ぶ期間が長期にわたることに鑑み、資金調達コストをより合理的に配分することにより期間損益計算の適正化を図るため、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日実務対応報告第19号)に基づき、第2四半期連結会計期間に発行した社債に係る社債発行費は、社債償還期間にわたり均等償却する方法を採用しております。 これにより、従来の方法に比較して、当第3四半期連結累計期間の経常利益および税金等調整前四半期純利益は8百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、16,347百万円であります。</p> <p>2 投資その他の資産「その他」から直接控除している貸倒引当金の額は、17百万円であります。</p> <p>3 受取手形割引高は、120百万円であります。</p> <p>4 第3四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の第3四半期連結会計期間末日満期手形が第3四半期連結会計期間末残高に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">受取手形 45百万円 支払手形 92百万円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、16,086百万円であります。</p> <p>2 投資その他の資産「その他」から直接控除している貸倒引当金の額は、17百万円であります。</p> <p>3 受取手形割引高は、151百万円であります。</p> <p>4</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">運送費 476百万円 給与手当 483 賞与引当金繰入額 10 役員退職慰労引当金繰入額 19</p>	<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">運送費 440百万円 給与手当 478 賞与引当金繰入額 10 役員退職慰労引当金繰入額 15</p>

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">運送費 162百万円 給与手当 168 賞与引当金繰入額 11 役員退職慰労引当金繰入額 5</p>	<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">運送費 144百万円 給与手当 161 賞与引当金繰入額 10 役員退職慰労引当金繰入額 5</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)</p> <p style="text-align: right;">現金及び預金勘定 1,469 預入期間が3か月を超える定期預金 250 <hr/>現金及び現金同等物 1,219</p>	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (百万円)</p> <p style="text-align: right;">現金及び預金勘定 1,330 預入期間が3か月を超える定期預金 216 <hr/>現金及び現金同等物 1,114</p>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 17,768千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,031千株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	39	2.50	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	39	2.50	平成22年9月30日	平成22年12月20日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

製品の種類、性質、製造方法、販売市場等の類似性から判断して、同種・同系列のパッケージを専ら製造・販売しているため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

製品の種類、性質、製造方法、販売市場等の類似性から判断して、同種・同系列のパッケージを専ら製造・販売しているため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	3,839	470	4,309	-	4,309
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	215	215	(215)	-
計	3,839	685	4,524	(215)	4,309
営業利益	165	84	249	(44)	205

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	11,208	1,539	12,747	-	12,747
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	620	620	(620)	-
計	11,208	2,159	13,368	(620)	12,747
営業利益	436	232	667	(129)	538

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
アジア……中国、台湾

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	アジア	計
海外売上高（百万円）	470	470
連結売上高（百万円）		4,309
連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	10.9	10.9

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	アジア	計
海外売上高（百万円）	1,539	1,539
連結売上高（百万円）		12,747
連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	12.1	12.1

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
アジア……中国、台湾

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）および当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主として印刷紙器の生産・販売を行っており、日本および中国（台湾を含む）の生産・販売体制を基礎とした包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、日本および中国の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	日本	中国	合計
売上高			
(1) 外部顧客への売上高	10,326	1,622	11,949
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	566	566
計	10,326	2,188	12,515
セグメント利益	287	205	493

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	日本	中国	合計
売上高			
(1) 外部顧客への売上高	3,381	544	3,925
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	145	145
計	3,381	689	4,070
セグメント利益	57	51	109

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主要内容(差異調整に関する事項)

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	493
セグメント間取引消去	30
その他の調整額	174
四半期連結損益計算書の営業利益	348

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	109
セグメント間取引消去	10
その他の調整額	61
四半期連結損益計算書の営業利益	58

(注) その他の調整額は主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る費用であります。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年 3月31日)	
1 株当たり純資産額	266.39円	1 株当たり純資産額	274.96円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額

前第 3 四半期連結累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年12月31日)		当第 3 四半期連結累計期間 (自平成22年 4月 1日 至平成22年12月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	14.39円	1 株当たり四半期純利益金額	9.05円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自平成22年 4月 1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益 (百万円)	239	147
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	5	5
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	234	142
期中平均株式数 (千株)	16,274	15,738

前第 3 四半期連結会計期間 (自平成21年10月 1日 至平成21年12月31日)		当第 3 四半期連結会計期間 (自平成22年10月 1日 至平成22年12月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	6.13円	1 株当たり四半期純利益金額	3.31円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結会計期間 (自平成21年10月 1日 至平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (自平成22年10月 1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益 (百万円)	102	54
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	2	1
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	100	52
期中平均株式数 (千株)	16,274	15,737

2 【その他】

平成22年11月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 中間配当による配当金の総額.....39百万円
- (2) 1 株当たりの金額..... 2 円50銭
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年12月20日

(注) 平成22年 9 月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月 5日

古林紙工株式会社
取締役会 御中

ネクサス監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 栄喜

代表社員
業務執行社員 公認会計士 原田 充啓

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高谷 和光

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている古林紙工株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、古林紙工株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月3日

古林紙工株式会社
取締役会 御中

ネクサス監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 栄喜

代表社員
業務執行社員 公認会計士 原田 充啓

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている古林紙工株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、古林紙工株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。